

広島県農業会議第3回常任会議員会議議事録

1 開催日時 平成22年6月18日(金)午後1時30分から3時30分

2 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(16人)

2番	梶原 安行	3番	佐々木信幸	4番	林 武彦	5番	重光 照久
6番	近廣 多郎	7番	榎原 勝正	8番	大元 活男	9番	石田 文雄
10番	中谷 憲登	11番	中原 照雄	13番	卜部百合子	14番	小泉 俊雄
15番	高橋 敬明	16番	山口 泰治	17番	安井 裕典	19番	中村 雅宏

4 欠席会議員(3名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 協議事項 農業者年金の加入推進目標について

7 報告事項 農林水産物の生育等概況について

8 情報交換 食料・農業・農村基本計画について

9 県及び市町農業委員会職員

(1) 広島県

農林水産局農業経営課 主任専門員 橋本 義彦
専門員 大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会 主 事 新田 哲也
呉 市農業委員会 農地営農係長 上原 二郎
三原市農業委員会 次 長 北山 静美
三次市農業委員会 主 任 渡邊 英俊
庄原市農業委員会 主 任 岸 泰弘

安芸高田市農業委員会 主任 安田 勝明

北広島町農業委員会 係長 榎野 一也

〃 主任 下杉 昌樹

10 農業会議事務局職員

事務局長 木原 政弘

次 長 小林 修二

農地相談員 江上 正一

主 任 龍尾 満弘

11 議事内容

事務局

ただ今から、平成22年度第3回常任会議員会議を開会いたします。本日は滝口会長が市議会本会議のため欠席となりましたので、中原副会長に代理をつとめていただきます。

開会にあたり、中原副会長が、ご挨拶を申し上げます。

中原副会長

本日は、滝口会長が市議会開会中で出席できないため、私が会長に代わり、開会にあたりましてのご挨拶を申し上げます。

本年度、第3回の常任会議員会議を開催しましたところ、会議員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

まず始めに、去る5月27日に開催された平成22年度全国農業委員会会長大会の概要について報告いたします。

この大会には、広島県から21名が出席し、農業者が希望と誇りを持てる「食料・農業・農村基本政策」実現のための政策提案決議、口蹄疫の早期終息と復興に向けた緊急要請決議並びにWTO農業交渉等に関する要請決議を行い、大会終了後に、決議内容の実現に向けて、15名の本県選出国會議員に対して、要請活動を実施しました。

また、大会の翌日には、神奈川県南足柄市農業委員会において、市民農業者制度や新規就農基準などについて、同農業委員会の取り組み事例について研修を受け、活発な意見交換をしていただいたところでございます。大会に出席された会長さんには、大変ご苦勞さまでした。改めてお礼を申し上げます。

さて、改正農地法については、昨年12月の法施行から半年が経過し、経過措置期間が満了し、6月1日から本格実施となりました。

特に、食料生産の基盤である農地の転用規制が厳しくなり、公共転用も許可対象に、更に農振農用地区域内農地については、担い手に対する利用集積に支障を及ぼす恐れがある場合、農用地区域からの除外ができなくなったり、第1種農地の不許可の例外事由の厳格化など、本格実施を受けて、これまでの対応と大きく舵を切り替えることが必要となっております。1号会議員の皆様には、それぞれの農業委員会で法改正に沿った審議をお願いしたいと思います。

また、本年は副会長の選任、農業会議会則の一部改正及び平成21年度決算報告のため臨時総会を計画しております。7月下旬から8月上旬の間で日程を調整させていただき、後日連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか15市町の農業委員会から諮問のありました農地法第4条、第5条について、ご審議をいただきます。

その他に、協議事項としまして「農業者年金の加入推進目標について」を、報告事項としまして「農林水産物の生育等概況について」を、情報交換事項としまして「食料・農業・農村基本計画について」を予定しております。

それでは、どうか、慎重なご審議をいただきますよう、お願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございません。ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、よろしくお願いいたします。

会則第37条及び農業会議規則第5条の規定により、副会長が議長を務めさせていただきます。●●副会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数19人、うち本日の出席は16人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を、私の方から指名いたします。

●番 ●●会議員、●番 ●●会議員に、お願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

(諮問概要説明)

今月分の諮問案件の概要を説明致します。

資料4ページ上段「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ24、16市町農業委員会等から78件、38,698.70㎡、うち「4条」関係が、10市町農業委員会から28件、11,886.58㎡、「5条」関係が、14市町農業委員会から50件、26,812.58㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てみますと、件数では「住宅」が28件で35.9%、次いで「駐車場」と「その他」が、共に18件で23.1%、「商業用店舗」が6件で7.7%、「農業用施設」が3件で3.8%となっており、面積では、「住宅」が10,539.29㎡で27.2%、次いで「商業用店舗」が9,265.98㎡で23.9%、「駐車場」が5,357.00㎡で13.8%、「その他」が4,866.00㎡で12.6%、「資材置場」が3,292.00㎡で8.5%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。なお、「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明致します。

どうぞよろしくお願い致します。

議長

ただ今の、説明について、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議 長

それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、ご説明を、お願いいたします。

それでは、三次市農業委員会にお願いします。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります墓地への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住しています。

この度、遠方の既設墓地の維持管理が困難なため、利便性の良い申請地に墓地を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和42年から昭和44年にかけて実施された第二次農業構造改善事業で整備された第1種農地です。

周辺農地は、第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請人の宅地に隣接する申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて2番の案件について説明します。資料1の1ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

●●氏によります農機具用倉庫兼作業場への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住する会社員です。

この度、現在使用している倉庫が、農機具台数の増加並びに老朽化などで建て替えが必要になっており、土地も手狭なこと及び後継者が大工をしており、作業所を兼ねた農機具倉庫を建築することになり、このため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和59年から昭和61年にかけて実施された第3期山村振興農林漁業対策事業で整備された第1種農地です。

周辺農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく、申請人の宅地に隣接する申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明いたしました2件は、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められるところから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。資料1の3ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります農地改良案件です。●●氏は安芸高田市●●町で農業を営んでいます。

申請地は、安芸高田市●●支所から北東300mに位置し、改良工事により新設予定の主要地方道●●●●線に隣接した第2種農地です。

この度、申請地に隣接した農地が主要地方道●●●●線の改良工事により県道となり、申請地より約2mの高さに位置することとなります。

元々水はけが悪かったことや、今後、水田としての管理が難しくなることから申請地を2年かけてかさ上げし、その後は畑として利用しようとするものです。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。資料1の4ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、共同住宅への転用事案です。●●氏は地元、北広島町で●●の製造販売を営む自営業者ですが、高齢であるため自営業を辞めることを考えており、その後の収入の安定を図るため、自宅近くに共同住宅を建築し経営しよ

うとするものです。

申請地は、●●工区として、平成8年から平成14年1月にかけて実施された農村活性化住環境整備事業により整備された第1種農地です。

申請人が所有する土地は第1種農地ばかりであり、ほかに適当な土地もないことから、やむなく圃場整備地区の端に位置した本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続きまして、資料1の4ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。●●氏によります、宅地拡張への転用事案です。●●氏は広島市●●に居住する教員です。

申請者は来年度末の定年退職後、故郷で就農するため生家の増改築を計画中でありますが、敷地に余裕が無く、隣接している申請地を庭敷にするため、転用しようとするものです。

申請地は、●●工区として、平成6年から平成13年にかけて実施された国営農地再編整備事業により整備された第1種農地です。周辺の土地は第1種農地ばかりであり、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の面積を超えないものに限る」ものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上2件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、「常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査」といたしまして、農地法第4条の規定に基づき、先ほど農業委員会より説明がありました案件の中から、北広島町農業委員会の転用案件について、6月14日、●●常任議員、●●会議員を調査員として、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員にお願いいたします。

●●常
任会議
員

資料4をご覧ください。北広島町農業委員会の諮問案件について現地調査結果の報告を致します。

平成22年6月14日、午後2時に北広島町役場に集合して、調査員としまして、●●市の●●農業委員会長と私が行いました。

立会人として地元農業委員会会長の●●会長と農業委員会事務局の方々と広島農業会議から●●、●●と、以上のものをもって現地調査を致しました。

午後2時に集合し転用案件について概要の説明を受け、後に現地調査に入りました。

この案件は、北広島町●●と言うところでありまして、第1種農地で1,416㎡を共同住宅に転用するという案件です。

申請の状況は、もとの江の川と北広島町の町道とに挟まれた田んぼでありまして、申請者の自営業をされている●●さんの自宅の隣に位置した田んぼでございます。これを●●さんが高齢になられたので田を転用して共同住宅を建てるために申請されたものです。

申請地の選定理由は自営業をされている●●工場の隣でありまして、やむなく選定され、周りの田んぼに対して、全く影響はございません。

他法令については、公共の上水道、公共の下水道など、周辺に全く悪影響はないと認めまして、これは妥当なものと報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて28件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議 長

他に、ご質問がないようなので、採決に入ります。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申すること

に賛成の方は、挙手をお願いします。

常任
会議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

三原市
農業委
員会

三原市農業委員会です。資料1の5ページ及び資料3の6ページをご覧ください。1番の案件について説明します。

(株)●●によります工事用仮設事務所及び資材置き場に係る一時転用事案です。

(株)●●は東京都●●区に本店を置き、広島市に中国支店を置く土木建設業者です。

この度、三原市内で国土交通省が発注する●●地区電線共同溝工事に伴い、仮設事務所及び資材置場が必要となったため、申請地を許可後1年間一時転用しようとするものです。転用後は農地に復元することとしています。

申請地は、●●地区第1工区として、昭和48年度から51年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された甲種農地で、農振農用地区域内農地です。

周辺の農地は、甲種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく工事現場に近接した本申請地を選定したものです。

本件は、旧農地法施行令第1条の18第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」として農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。資料1の6ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番から6番は同一案件ですので、一括して説明させていただきます。(株)●●によります商業用店舗への転用事案です。

(株)●●物産は、岡山県●●市に本店を置く小売業者です。

この度、小売店舗を建築するため宅地として転用しようとするものです。申請地は、庄原市役所●●庁舎の南約1kmにある国道●●号線沿いの第3種農地です。

開発許可及び大規模小売店舗立地法許可については、担当部局より許可見込との判断を得ています。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。資料1の7ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります駐車場への転用案件です。●●氏は安芸高田市●●町に居住する会社員です。

この度、自宅の庭敷が手狭なことから自家用駐車場として利用するため、申請地を譲り受け転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和60年度から平成6年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく圃場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもない

と認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。資料1の8ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります住宅への転用事案です。

●●氏は、地元、北広島町に居住していますが、母親である譲渡人の農作業を手伝っています。この度、譲渡人の後継者として家族とともに移住することとなり、譲渡人の住居では手狭であることから、申請地に新たに農家住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●工区として、昭和59年から昭和62年にかけて実施された●●町圃場整備推進特別事業により整備された第1種農地です。譲渡人が所有する土地は第1種農地ばかりであり、やむなく本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続きまして、資料1の8ページ及び資料3の10ページをご覧ください。2番の案件について説明します。

●●氏によります、住宅への転用事案です。●●氏は地元、北広島町に居住していますが、妻の父親の農作業を手伝っています。

この度、妻の父親宅の近くに家族とともに移住することとなり、申請地に新たに住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●工区として、昭和54年から昭和62年にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺の土地は第1種農地ばかりであり、やむなく本申請地を選定したものです。本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上2件は事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可妥当と判断し、諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、「常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査」としまして、農地法第5条の規定に基づき、先ほど農業委員会より説明がありました案件の中から、三原市農業委員会と北広島町農業委員会の転用案件について、6月14日、三原市を●●常任会議員、●●会議員、北広島町を●●常任会議員、●●会議員をそれぞれ調査員として、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任会議員さんと●●常任会議員さんをお願いします。まず、●●常任会議員さんからお願いします。

●●
常任会
議員

三原市農業委員会の諮問案件について（報告）

去る6月14日に実施いたしました三原市農業委員会から提出されましたものにつきまして現地調査を致しました。その結果をご報告致します。

午前10時30分に三原市役所●●支所に集合しました。調査員として、●●市農業委員会会長及び私が同行しました。

立会人は、地元三原市農業委員会会長及び事務局の職員並びに農業会議から●●及び職員1名で実施をしました。

この所在につきまして、三原市●●町の●●という所で、地目は畑となっております。後で詳しく説明しますが、私は現況では雑種地と思っております。利用状況も畑となっております。

区分は甲種農地、申請人は（株）●●中国支店で事務局が説明した通りでございます。調査理由は仮設事務所及び資材置き場への転用の妥当性ということで調査をした訳ですが、●●支所におきまして概要の説明をしていただき、現地に赴き調査をいたした訳でございます。

調査結果は、ここへ書いておりますので、後でご覧いただきたいのですが、1から3番は省略させていただきます。

4番につきまして、転用計画の妥当性ということで、私なりに申し上げてみたいと思います。

調査員より一時転用後は、地権者に必ず「農地へ復元」するよう指導を徹底すると書いてありますが、実はこれは私が申し上げたことでありまして、この裏の

図面を見ていただいたら一目瞭然だと思うのですが、若干訂正がありまして、上の右側にこんもりと森のような格好がありまして、線引きでは外れておりますが、実質はあれが申請地に入っております。特に私が疑問に思いましたのが、この農地が甲種農地であります。平成9年に一時転用をされて、その後、田んぼに復元しなくて、畑のように埋立ててそのまま、現在まで置いていたということです。

その後、1年や2年は本当に畑作として作物を続けられたということもあるかもしれませんが、どう考えてみても 現況は雑種地であります。

これを許可し、また1年後復元するという事になってはいますが、このままで、許可妥当ということにすれば雑種地そのまま返されるのではないかと、疑問があります。

どうしても甲種農地であると考えれば、これは農地として返してもらえるのなら、当然許可してもいいと思うのですが、現況の雑種地のままで返すということになれば、甲種農地だけに大きな問題があるのではないかと、私は思いましたのでここで申し上げます。

十分、審議をいただいて、農業会議として将来禍根が残らないように決定するのであれば条件付き決定でなければ駄目だと私は思っております。

みなさんで十分充分ご検討を賜りたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、●●常任会議員さんをお願いいたします。

●●

常任会
議員

北広島町農業委員会の諮問案件について（報告）

北広島町農業委員会の5条申請の方を説明します。

先程申しましたように、調査員、立会人は4条案件と同じメンバーでございます。北広島町の●●という所でございます。●●町だったと思います。感覚とすれば、広島県では●●と言えば、高冷地でございます、現地を調査させていただきました。

申請地の状況は、北広島町●●支所から北へ約1.5kmに位置し、県道と農地に囲

まれた畑地でありまして第1種農地です。

申請者は、北広島町●●の町営住宅に入っておられる方で、その方のお嫁さんがこの地区の娘さんで、女ばかり3人いて、その連れ添いの方がこの●●さんで、そういう縁で後継者的なことでこの地に住まわれ、この地を選定されたと聞きました。

この申請地は第1種農地と申しましても現状は、ほとんど原野であり、畑地で「なぜ畑地がここにあるのか」と聞きましたら、圃場整備の内で、工区内で畑地だけをこの地域にまとめて換地をしたんだということでした。

畑地として、第1種農地として残っているのでございます。周辺農地に支障はないと判断しまして、私としては妥当なことだろうと判断し、ご報告致します。

その他の法令に関しましてはほとんどクリアしておりますので、結構かと思えます。

議 長

ご報告のありました案件とそれ以外の案件について、合わせて50件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議 長

今、●●常任会議員さんの方から指摘がありました案件につきまして、三原市農業委員会の方から説明をお願いします。

三原市
農業委
員会

この案件について資料1の5資料3の6の一時転用の件ですが、これにつきましては、申請理由にも業者の方から完了後は農地に復元するということで申請をいただいておりますが、再度事務局の方からも業者の方へ指導を行って、作付けをしていただくとか指導していきたいと思えます。

所有者の方とお話をさせていただく中で、農地として復元されれば、作付けをしていくと回答もいただいております。一時転用が完了後は、地元農業委員と連携しながら指導していきたいと思えます。また、作付けができていないようなら

指導していきますので、よろしくお願い致します。

議 長

他に、ご質問がないようなので、採決に入ります。

第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議 長

挙手全員でございます。第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

それでは、協議事項に移ります。

議 長

「農業者年金10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画の加入推進目標について」事務局から説明いたします。

事務局

(資料5にて説明)

お手元の議案14ページ、ここに平成22年度農業者年金加入推進目標ということで、市町村別の推進目標を掲げさせていただいております。

このことについてご協議いただきたいと思います。

その前に、お手元のリーフレット、資料ナンバーはついておりませんが、担い手積み立て年金、農業者年金というリーフレットがございます。これによりまして、少し農業者年金の概要を話させていただいた上で、協議事項についてご検討いただきたいと思います。

ご存じのとおり、この農業者年金は昭和45年に創設をされました。

しかしながら当初の制度は、現役世代が受給者を支える賦課方式確定給付型という年金で制度を実施してまいりました。

60年前後には、いわゆる加入者、現役3人が受給者1人を支えるという状況

であった訳ですが、この制度を見直して、制度を切り替えました。改めました平成13年頃には実は、現役1人で受給者3人を支えるということで、他の年金と同様、実質、破綻状態になったわけです。

平成14年にこの農業者年金制度を大きく見直しまして、新たな制度として平成14年からスタートしまして、ちょうど丸8年が経過した状況でございます。

新しい制度は、このリーフレットを見ていただけたらと思いますが、農業の方なら広く加入できますとなっております。その下にありますように国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できるという制度となっております。

なお、当初のいわゆる制度改正前の制度が、保険料を納める人が受給者を支えるという仕組みでやっておりましたが、今のように少子高齢化の時代では現役世代で支えることはできないということで、14年に新たなスタートとして制度を大きく転換した訳ですが、そこにありますように少子高齢時代に強い年金となっております。

その下にありますように、自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）に平成14年から変わったわけでございます。なおかつ、下にありますように、保険料の額は自由に決められるということになっております。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められ、月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択できるという制度となっております。

といいますのは、1ページめくってもらいますと老後の生活は自分で守ろうと書いてありますが、その左のページにありますように高齢農家の家計費は、世帯主が65歳以上の夫婦2人の家計費は、現金支出で月額約23万円必要となります。ところが、右側にありますように国民年金だけで、これは夫婦2人で下にもありますように40年間保険料を支払い、65歳から年金の支給を開始する場合、夫婦2人で月額約13.2万円ということで、この間に実質約10万円、国民年金だけでは、自分の家計費がまかなえないと、この10万円をいわゆる政策年金としてうめるということで、新たな農業者年金がスタートした訳でございます。

す。

2 ページにかえていただきますと、終身年金で80歳までの保証付きとなっております。年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。さらには、公的年金ならではの税制上の優遇措置がございます。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税効果も出てくると。なおかつ保険料などの年金資産の運用益は非課税ですし、将来受け取る農業者年金も基本的には120万円までは全額非課税になります。それから、農業の担い手には手厚い政策支援ということで、保険料の国庫補助がございます。保険料の補助は次の3つの要件をみたす方が受けられますということで①～③で60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる人。必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。保険料の補助対象者と国庫補助額ということが書いてあります。こういう要件に該当する人は、最大で月額10,000円の保険料の国庫補助がございます。なおかつ国庫補助額も自分の年金として受け取れると、経営継承をすれば国庫補助を受けた部分についての年金として自分が受けれると、ここまである意味有利な制度になっておるわけですが、実は先程申し上げましたように、平成13年に色々制度の見直しをする中で、新しい農業者年金がスタートしております。

旧制度が結果的には破綻したという中で年金制度そのものへの不信感が今まで加入されていた方に残っていたということ、対象者がなかなか目に見えないというようなこともあって、この年金を勧めております農業委員会、或いはJA組織を通じてこの農業者年金の普及拡大にかかっておるわけですが、制度として安定した基盤となります加入者10万人ということになかなか達しないということで、これまで加入推進の取り組みをして参りました。

実は、お手元に差し上げてます資料の17ページをご覧いただきたいと思えます。ここに、10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画というのがあります。その1の趣旨の中で中段に”しかしながら”というのがあります。平成21年度末の加入者累計は95,565人と、10万人の目標には届いていない。そして2～3行とんで最終的には加入資格者の全員加入を目指して持続的に

取り組むべきものであると言う中で、この農業者年金に関係をします独立行政法人農業者年金基金、さらには私ども農業委員会系統組織の全国組織であります全国農業会議所、それから農協の全国組織であります全国農業協同組合中央会等の4者が、これから新たな3カ年の加入推進活動をやっていこうとということで、ここにあります3カ年計画をたてました。

それで計画期間は2にありますように今年度から3年間、3にありますように新規加入者の全国目標値は前期3カ年計画の実績の5割増しの年間6,000人、3カ年で18,000人を目標にして取り組もうということで、都道府県別あるいは、市町村別の新規加入者の目標を設定して取り組むということで、その4にありますように基幹的農業従事者数、認定農業者、あるいは達成状況等を勘案した上で都道府県別、市町村別の目標を設定して、新たな取り組みを始めるわけでございます。

そうした中で18ページにありますように合計欄を見ていただきますと6,000人と18,000人がありまして、広島県の欄を見ていただきますと単年度の目標が36人、3カ年で108人、これを受けて、県内の市町村別の目標をもって加入推進の活動を展開しようと、本県の市町村別目標を設定することを今日ご協議いただくわけです。14ページにお戻りいただきたいと思っております。

そこに一番最初のところに平成22年度加入推進目標ということ、市町村別の数字を入れております。全国枠としては36名だったのですが、せめて1割くらいは多く設定して取り組もうということで、県内で単年度40人の目標を設定してやっていこうと全国の都道府県割り当てと同じように基幹的農業従事者数、認定農業者の数、さらには、前期期間中の3カ年加入実績等を勘案しまして0から一番多いところで5名という市町村目標を一応設定した上で、農業委員会の会長さんにはそれぞれの市町で加入を勧める加入推進部長を含めてやっていただいていると思いますが、是非加入推進に向けての取り組み強化をしていただきたいということで、14ページ市町村別の目標設定をさせていただくことで、今日お諮りしたところでございます。

どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局

説明を省略しましたが、19ページを見ていただくと、表の真ん中あたりに、

平成19年度新規加入者、20年度新規加入者、21年度新規加入者ということで、県合計で21人、21人、7人と全体で49人。3年間で実は49人だったわけです。これを単年度でなんとかしていこうと目標設定しておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

●● 農業者年金は、どこが実施しているのですか。どのように目標設定をしたので
常任会 ですか？
議員

事務局 J A広島中央会さんと私ども農業会議で調整をした上で、この市町村別の数字
を設定させていただいています。

●● 農業会議、農業委員会だけでこの加入をなさいますということですか？
常任会
議員

事務局 特に農業の担い手の方が一番見えてるといのは、地域を担当している農業委員
さんと片方で営農指導を含めて、農家と直接、接しておられる農協関係者も当然
そうだと思いますので、両者ができるだけ情報を共有することで対象者をわか
るようにした上で、連携して取り組むということを含めてお願いしたいと思いま
す。6月に入って農協の方も含めて担当者レベルの会議も先般させていただきました。

必要であれば、私ども各市町農業委員会の総会なり農協の方の研修会も含めて
お邪魔させていただいて、この制度の優位性というのは十分理解していただける
ような内容はあると思っております。その点を含めてご理解を賜りたいと思っ
ております。

議 長

平成22年度から加入推進目標を40名として取り組んでいきますので、ご協力をお願いいたします。

次に、報告事項に移ります。

「農林水産物の生育等概況について」事務局から報告いたします。

事務局

(資料6 にて報告)

資料の20ページをご覧いただきたいと思います。ここに資料6として農林水産物の生産等概況がございます。これは、本日、県の農林水産委員会で報告されたものをいただいたものです。簡単に概要を説明させていただきます。農産物の気象概況ですが、4～5月の月間では、平均気温・最高気温・最低気温のいずれも、平年に比べ低めに推移し、降水量も多めに推移しておりますが、日照時間は4月は天候不順で少なめでしたが、5月は平年比2割強、多くなっております。

6月上旬には、平均気温・最低気温は平年を下回っていますが、最高気温はやや高めに推移しており、降水量は平年比4割弱、逆に日照時間は平年比8割近く、多めに推移しております。

次に、生産状況ですが、水稻の生育状況は、中北部では植え付け後の低温の影響のため、一部遅れているところがあるものの、気温の上昇に伴い回復してきており、南部では、順調に田植えが進んでおります。

21ページをご覧いただきたいと思います。野菜の生育状況については、4月は天候不順のため、特に、アスパラガス・きゅうり・トマトに生育の遅れが見られたが、現在は概ね順調に生育しております。

次に、販売状況は、市場全体・県内産とも5月入荷量は、4月の生育遅延の影響が残り、平年より少なめで推移し、市場の価格は、品不足の影響により、市場全体・県内産ともに、やや高値で推移しております。

特用作物につきましては、いぐさ、こんにゃくはそこに書かれているとおりでございます。

次に22ページをご覧いただきたいと思います。

果樹でございます。生育状況ですが、温州みかんは、前年より着花量は少なく、特に早生については、平成20年、前回の裏年ですが、7%少なく、4月の低温のため、満開日は前年より7から10日程度遅くなっております。しかしな

がら、開花期間は少し長くなっている状況のようです。

それから、中晩柑類の満開時期は、平年より7～10日程度遅く、デコポンの予想生産量は4,160トンで対前年比103%、レモンは6,260トンで前年比106%と予想されております。

落葉果樹ですが、ぶどうは、加温栽培の生育は順調で、4月の低温と日照不足の影響で、露地栽培の生育は平年比同じく7～10日程度の遅れいるということです。

販売状況は、ここで見ていただくように、レモン・ぶどう・桃これらも尾道産のぶどう・ももについてはすでに出荷が始まっているという状況でございます。

23ページをご覧ください。花でございます。生育状況は、菊が書いてありますが、4月の降雨により定植が遅れたものの、生育は概ね順調ということでございます。最後に24ページでございます。ここに畜産物が書かれております。1の子牛の価格でございますが、景気の悪化による牛肉消費の落ち込みから、肥育農家の子牛導入意欲が弱まっており、価格は安値で推移しております。2の食肉等の価格でございますが、牛肉は同様に経費の悪化による業務用需要の減少や消費者の節約志向から消費が落ち込み、枝肉価格が低迷していますが、和牛去勢で価格がやや回復している状況です。豚肉、鶏卵も前年とほぼ同様の横ばい傾向で推移しております。生乳についても同様でございます。

簡単ではございますが、農林水産物の生産概況についてその概要を説明させていただきました。

議長

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

次に、情報交換に移ります。

本日は、「食料・農業・農村基本法と基本計画について」中国四国農政局広島農政事務所の●●所長さんに情報提供をいただき、情報交換をお願いしたいと存じます。

それでは、●●さんよろしくお願いいたします。

●●所

広島農政事務所の●●です。

長

今日は、このような機会をいただきありがとうございます。

お手元の資料8、資料9、資料10、資料11、資料12と準備をさせていただきました。すでにご案内かと思いますが、新たな食料・農業・農村基本法と基本計画というのが今年の3月30日に閣議決定されております。

これから10年を見通してここ5年間、この基本計画を追ってみまして今後の農政を進めていくという意味で非常に重要な計画が決定されたということでございます。皆さん、すでにご承知ですので、ポイントだけにしたいと思いますが、農水省のいろんな各種施策の基本となる性格を有しているということでございます。

今後10年間の活動を通しておおむね5年ごとに見直しをしていくということになっております。これが基になっておりますのが、平成11年7月に制定されました食料・農業・農村基本法という法律があるのですが、これは昔のご案内のとおり、農業基本法と言う法律を受けて新しく制定されたということでございます。この法律の理念としては4点あります。

1つは、食料安定供給の確保。1つは、多面的機能の十分な発揮。農業の持続的な発展。農村の振興。4つの大きな柱、理念があるわけです。

この理念に従いまして、これまで基本計画というのは5年ごとに定めるということで、過去に2000年、2005年に定めてきているわけですが、今年の3月、新しいものを定めるということで、新政権の下、閣議決定されたものでございます。この基本計画は審議会の企画部会という所ですと検討をされてきたわけございまして、これまで20回の部会審議を得て原案が作られて、閣議決定されたわけです。

その内の2カ所、宮城と広島に現地調査に入っておりまして、特に広島では昨年の7月の13日、14日に実態調査で世羅町6次産業ネットワークのみなさんと意見交換、安芸高田市の川根地区で実態調査をしたということがございます。そういった意味で、これは宮城県でも同じ実態調査をされている訳でございまして、西日本を代表して広島の実態を把握された上で、こういうものが作られてきたということをお話しておきたいと思っております。

この3月に入って、基本計画の素案ができて、3月12日から22日の10日間に基本計画の原案についてホームページで意見を集約し、全部で297件の意

見があったということでした。その意見などもこの計画の中に反映されているということでもあります。

農水省としては、できるだけ国民のみなさんの多くのご意見を踏まえて審議会の基本計画を作成したということでございます。

お手元にその4つの資料がございますけど、特に資料10を中心にお話をさせていただきます。

基本計画本体で、聞いてほしいのですが、今回、基本計画のところのポイントだけ3点ほど大きく申し上げますと、1つは全体的な流れとしまして、これまでの農政でも懸命に色々な取り組みが行われてきたのですが、残念ながら所得の減少とか担い手の高齢化、耕作放棄地の増加とか農村が直面している厳しい状況とか十分には変えることができなかったということをきちんと認識した上で、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略ということによって位置づけ、食料の安定供給を将来にわたって確保することが国家の最も基本的な責務であるということをも明記したということがございます。

例えば、資料8の1ページ目の下の国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来に渡って確保しなければならないということ。そして次のページの今こそ食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置づけ、大幅な政策の転換を図らなければならないというようなことも書かれております。

それから、2ページの下に国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指すというようなことも書かれております。

そういう意味では国家戦略という位置づけで、まさしく将来に向けて生産者と消費者が支え合うという形で国民全体で農業・農村を支えあう社会を目指すということも強く打ち出しているということも一つのポイントでございます。

2つめのポイントとしてそれらを実現するために農業・農村の6次産業化などの政策を基本にしながら、所得補償をして経営者のみなさんが創意工夫を十分発揮していただけるような政策を具体的に推進していくというような新たな政策体系を構築したということでございます。

大きな3つ目としては、食料自給率の目標についてでございます。

世界人口が増加していく一方で地球温暖化等の農産物の供給面での懸念を踏ま

えまして平成32年の総合自給率の目標をカロリーベースで50%という目標を立てております。

この実現に向けまして、今ある資源を有効活用あるいは資源を最大限活用して、例えば、食生活では欠食児童が増えておりまして朝食の欠食の改善、それから国産の小麦とか米粉の新たな利用拡大を図るといようなことが3つめの大きなポイントでございます。

この食料自給率を50%にしていくということを絵に描いた餅に終わらせないというしっかりとした考えをもって臨んでいく必要があると思っております。

それから、国家戦略としてやるということでは、予算の裏付けもしっかりしないといけないということがあると思います。ポイントの方でしっかり押さえながら基本計画を対応していくということで計画が練られております。5月27日に全国農業委員会会長大会というのが東京で開催されたと同っております。

農業者が希望と誇りを持てる基本計画実現のための政策提言と決議というものを全国農業会議所の全国農業委員会会長大会で決議されたという風に伺っております。その中で、具体的なことが書かれておりまして、ここで私が説明するのも難しい感じが致しますが、そういった既にみなさんの所で決議まで出てるということ踏まえながら簡単に説明させていただきます。

資料10を基本に資料8を見ながら若干説明させていただきます。

1ページの食料・農業・農村をめぐる現状ということで書かれておりますが、食料の安定供給に対する不安が高いということで、食料自給率も低迷しているし、農産物価格は外国の農産物は国際相場が非常に高値に推移するということがあります。そういった中で、食品についての国民のみなさんの関心は高いと、例えば、食品110番の受付状況というものに書かれておりますが、受付件数も増えてるという状況もあります。そういった状況がありまして、農業・農村が疲弊している部分があるということで、みなさんご案内のとおりで、農業所得の減少とか専業農家の減少とか耕作放棄地の増大とかがございます。

次の3ページは、食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針ということで、国家の最も基本的な責務として食料の安定供給を確保するんだとメッセージとして打ち出したということ、それから、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略として位置づけていくと、それから国民全体で農業・農村を支える社

会の創造を明記するというようなこと。

そういう非常に重要な重いメッセージを出しているということがまずあると思います。その下に食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向としては、6点書いてありますが、1つは再生産可能な経営を確保する政策の転換をしていくんだということです。

例えば、資料8の4ページの所に出てくるのですが、農業の役割や機能については、無償で提供されているものだということで、対応方法としては、再生産経営の基盤を作っていくんだということが書かれております。それぞれの課題について現状と対応方法が順番にかかっているということでありまして、1から6まで見ていただきたいと思います。

2つ目のところに、多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取り組みを後押しする政策の転換を図っていくということもあります。それから、大きな目玉でもあります、意欲ある多様な農業者を育成・確保していくんだということ、これはこれまでの政策におきまして望ましい農業構造の実現を目指し…ここだけは見ておいていただきたい資料8の5ページ目の真ん中に、これまでの施策においては「望ましい農業構造の実現」を目指し、認定農業者や集落営農の育成、水田・畑作経営所得安定対策の導入などが講じられてきた。これらの施策は、国内農業の体質強化を急ぐあまり、対象を一部の農業者に重点化して集中的に実施する手法を採用していた。それに対して戸別所得補償制度の導入や農業・農村の6次産業化の推進などを通じて、競争力ある経営体が育成・確保されるようにするというようなことが書かれております。さらに、大規模効率化を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も、それぞれが創意工夫を活かしながら営農を継続・発展させる…云々と書かれております。要約のポイントの所で5ページをご覧ください。

食料自給率の目標という所でございます。先程も話しましたが、食料自給率を32年までにカロリーベースで50%、生産額ベースで70%まで引き上げる目標になっております。それに対しては色んな国際情勢が書かれております。6ページをご覧ください。

食料自給率向上に向けた取り組みとして、16ページにありますけれども生産

面と消費面で取り組みを展開していかなくてはならないということで、例えば生産面で、農地を最大限活用し、米粉用米・飼料用米・大豆等の作付けの拡大をしていくことで、これは水田畑作等の農地を生産基盤をいかに活用していくかということを行っているわけでございまして、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、それから耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保というのは生産面の取り組みをしなければいけない。消費面での取り組みは1,700万人とも言われておりますが、朝食欠食の改善によりまして、米の消費拡大をしていかなければならない。

それから欧風化した現在の食生活への国産農産物の利用拡大、大豆加工品への国産大豆使用割合の向上等々が書かれているわけでございます。

それぞれ国産の農産物の利用拡大即ち、小麦、畜産物、大豆とありますが、例えば小麦でいえば国産の小麦を今は88万トン生産しておりますが180万トンベースに引き上げていくということ。それから、米粉用米ということで、粒で食べる米ではなく、粉にして食べる米粉を増やして50万トンと50倍にしていくというようなことがあっております。

それから、畜産物では、身近に取れる飼料用米を有効に使っていくと外国からのとうもろこしをドンドン入れていくのではなく、国産の水田を有効利用して飼料用米を1万トン弱を70万トンに増やしていくと、その代わり外国からのとうもろこしを減らしていく方向になります。大豆についても作付けを増やしていくというようなこと。

米の消費拡大をやっていくというようなこと。関係者の最大限の努力と政府の下支えをやっていきながら、そうしたことを通じて自給率の向上を図っていくということでございます。下の方に卵がうすい黄色の卵が写っておりますが、鶏に餌米を食べさせると、餌の50～60%を混ぜたものを食べさせると白い卵になるということでありまして、レモンイエローというのですが、実際青森県のトキワ養鶏というところでやっているという事例がございます。

それから、山形の酒田では平田牧場というところで豚に草を食べさせて非常に肉質を改善したということもございます。

そういった取り組みをこれからもしっかりと身近な水田有効活用をして、人間が直接食べる主食用米ではなくて、餌米、米粉用米などをきっちりと作りながら、

それを需要に結びつけながら、生産面、消費面の両面において重点的に取り組んでいくということを通じて自給率向上を取り組みしていこうということです。7ページをご覧ください。

食料の安定供給の確保に関する施策ということで、一つは食の安全と消費者の信頼確保ということで書かれております。

今の新しい政権の下では後始末より未然防止という考え方でGAP（ギャップ）とっておりますが、農業生産の工程管理をすとか、HACCP（ハサップ）とっておりますが、危害分析・重要管理点ということでそういった取り組み、食品のトレーサビリティ、それから食品の表示、そういった食品の流れの中でそれぞれの取り組みをきちっとやっていくということで、国産農産物とか食品の安全性を向上する取り組みを強化していくということで、食の安全と消費者の信頼の確保を図っていこうということでございます。

農産物を軸として食と農のむすびつきの強化も図っていこうということで、学校給食に国産の地場産農産物を入れたり、あるいは食育の取り組みを強めたりするということをやっていこうということでございます。次の8ページは食品産業の関係、その下は、食料安全保障の確立のことが書かれておりますが、省略させていただきます。

9ページ、農業の持続的発展に関する施策、戸別所得補償制度の導入ということで昨年の暮れから関係者のみなさんに色々お願いをしてきた訳でございます。今の政権では個別対策をしっかりとやって取り組んでいこうとやっております。23年にこの戸別所得制度の本格実施ということで検討が始まっておりますが、今年の22年度のモデル対策の検証をしながら23年の実施に向けているという状況であります。モデル対策の中には課題もあるとみなさんから伺っておりますし、こういった取り組みをしっかりとやっていこうと思っております。

この戸別所得補償制度導入によりまして農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備していこうということで取り組んでいる所でございます。次の11ページをあけてください。農業・農村の6次産業化の所を少し言っておきますが、6次産業化ということで、農商工連携とみなさんお聞きになったと思いますが、国会が閉会しましたけれども、農業・農村の6次産業化ということで上程した法案も継続審議になってしまいました。新しい政権の大きな目玉として

農業・農村の6次産業による所得の増大ということで、生産・加工・販売の一体化とか産地の戦略的取り組み、輸出の促進、高収益部門の育成・強化、農業生産資材費縮減、等々やりながら第1次産業が核となって取り組みを進めていくことでこの6次産業の、例えば、徳島の「葉っぱビジネス」というのが事例的なものになると思います。

中四国全体では、色んな取り組みがされつつあるのですが、例えば島根県では「巡回集荷や直売場のネットワーク化」による地産地消の推進ということで奥出雲の事例などもございます。

こういった取り組みをしっかりとやっていこうとそれを通じて所得の増加を図っていこうということでございます。

12ページ、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進ということで、これまでは担い手を一定の条件をクリアした人を中心にやっていこうということでしたが、今回は、意欲ある多様な農業者をすべて対象にしながらやっています。そうしないと、前政権の下でいっておりました望ましい農業構造の実現を目指すということで、その国内農業の体質強化を急ぐあまり一部の農業者に重点化して集中的に政策を打つという手法では農業の危機的状況の中で所得の向上は図れないというのがありますので、新しい政権の下では戸別所得補償制度の対象もそうですが、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進していくんだという取り組みを進めているところでございます。

13ページには、優良農地の確保と有効利用の促進。

15ページには、農村の振興に関する施策としてこの6次産業化をしっかりしていくということで農村に由来する様々な資源を有効活用していこうということでございます。農業者による生産・加工・販売の一体化や農業と2次・3次産業の融合等により、農村に由来する様々な資源を活用して、産業と結びつけて、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業を推進していこうということでございます。

農商工連携とどう違うんだという話もあるのですが、農商工連携は1次産業、2次産業、3次産業それぞれが計画に参加するということがあるのですが、6次産業化の方は農業が中心になって、農業がそれぞれ2次産業、3次産業の部分もやっていくというような要素が強いというようなことです。

そういう取り組みで農村を元気にしていこうという取り組みでございます。

16ページのところには、農山漁村活性化ビジョンの策定というのもあります。

最後には、食料・農業・農村に横断的に関係する施策というのも書いてあります。いずれにしても、戸別所得補償制度、農業の6次産業化、食の安全という3つの大きな視点を新しい政権は閣議決定しながら、それぞれの施策をきちんとやっていこうということで、新しい基本計画として今後5年を見通したものを作ったということでございます。以上で説明を終わります。

議長

●●様、どうもありがとうございました。せっかくの機会です。

ご意見、ご質問をお願いいたします。

●●

農政がコロコロ変わるので現場は非常に混乱しております。

常任会
議員

政権が変わっても、農政は変わらないというために農水省があるわけで、政治主導だけでコロコロ変えてもらおうと困ります。

現況で言いますと、●●市の場合は今までい草、アスパラガス、くわい、いちじくなどの5品目を重点的にやっていたのをころっと変えてそんな物ではたくさんお金はやらないという施策に変わってしまった。4年後はまた政権が変わるかもしれない…その時にはどうするんだということです。

だから、政治主導ではなく、もっと農水省がしっかりしていただいて、ギリシヤ問題で円が80円台になってきました。ギョウザ事件もそろそろさめてきて、消費者は安い農産物を仕入れるでしょうし、とにかく、農水省に頑張ってもらいたい。

●●所

激励と受け止めたいと思います。

長

戸別所得補償制度の説明などさせていただいた時に、これまでの政と官の役割とか政治主導といった大きなことについて色々意見を頂いておりますが、今回の新しい戸別所得補償制度のモデル対策の実施に当たりまして、これまで産地確立対策でやってこられた、地元で一生懸命地域の特産を育てて、それを中心に対応していこうとやってこられた所、今回の戸別所得補償制度で戦略作物とその他作物ということで分けて、戦略作物は、全国一本の一律の単価でございますけど

も、その他作物については、500円単位で作物ごとに単価設定と大きく変わった取り組みでございまして、その時には前年との単価の差など課題ですが、全く前年と同じということで、地元のみなさんにはご迷惑をおかけしたと思っております。

モデル対策の、来年の本格実施に向けて対応していきたいと考えておりまして、本格実施に向けては、今年の課題をしっかりといただいて東京の農水省の本所や大臣や政務三役にきちんとつなげていきたいなと思っております。それで、最初に言われました、現場には政権が変わっても基本的なところは、同じ方向性を出してくれるのが必要だと思っておりますし、私自身も地域を元気にして活性化していくという視点から政策が打たれていかなきゃいけないし、セーフティネットもとりながら対応していくことが大切だと思っております。

●●
常任会
議員

新しい基本計画の中で特に多くの農業者ということで、今までともすれば、一部の特定の農業者と言うことから、広くということになり、以前はバラマキということが言われ、60年代の終わりから平成の初めについて評論家を中心に農業攻撃が随分とあったその時と同じ状況のようなことが今まさに言われています。ひとつ違うことは、国家的展望とか国家的な意志でもってこれを進めていくということが違うのですが、外部の方からはどんな意見があるのか教えてください。

事務局

事務局が言ったのではないですが、今のことに関連して、片方で事業仕分けなどを政治主導でやっておられるのですが、その切り口というのは攻撃性とか費用対効果とか全面に出た視点でやっておられると思うのですが、そこと、今言われた部分というのは着地点がないのではないかと改めて感じたのですが、そこらは現場の思いをどう受け止めておられるのかを含めてお願いします。

●●所
長

かつて農業攻撃が非常に出された時期がありました。
昭和の50年代から60年代から比べて農家の所得が半減してしまっているという状況もございまして、その間、外国との貿易の関係でいえば、自由化がどんどん進んでいるという状況もございまして。農村は危機的な状況にありますし、食料自給率も40%そこそこだという状況もございまして。

当時に比べれば、農村は非常に辛い状況になっているということは認識されつつあるのかなと思いますが、例えばこういう戸別所得補償制度についても農林予算案2兆5千億円のうちの4分の1近く、5千600億円くらい使うということで、戸別という名前で全部が対象になるんだという認識をされている方もいらっしゃるってバラマキではないかという方もいらっしゃいます。

農水省としては、広報活動をしっかり取り組んでいかななくてはいけないということで、広報の専門チームを作りまして、消費者として納税者の視点からたった広報活動と通じて問題が起きないようにしなければいけないし、サラリーマン農家に助成するのかという話もあったかと思います。

対象はそういうことになるかもしれませんが、食糧供給に対する貢献ということでは、限られた担い手の方だけで安定的な食糧供給をすべて確保できるということではありません。今の実態は、兼業農家の方々がされている農業について大きな貢献をして頂いているということです。今、農業が危機的な中で国家的な対応をしていかなければいけない基本計画全体のところにも書かれていますので、横断的なこともしっかりしていかなければいけないかなと思っております。

特に、地域政策につきましては、一農水省でできる状況と思っております。

各省庁全部、横一線になりまして、地域の活性化のために取り組んでいかないと、一農水省だけが予算いっぱい持ってジャブジャブやっているということではないと思っております。国民みなさんに新しい政策を打ち出すということで広報活動を今以上に強めていかないといけないと認識しているところです。

このモデル対策でお米の水準はどうなるのかということもありますが、この制度があるから値段を下げてもいいじゃないかとお叱りを受けるところもありますが、需給環境で米価が下がるのはあっても、農家のみなさんは国から補助を受けてるから米価を下げても良いとはならないということで、公正取引委員会に要請してモラルハザードで対応しているところでございます。

事業仕分けのところ、この基本計画との着地点がよく見えないということだと思いますが、この基本計画は閣議決定されてまして、新しい政権としては、こういうことを目玉としてしっかりやっていくということでございます。

一方において、事業仕分けにおきまして、財政の無駄がないかどうかをしないといけないとやっているということです。それで、事業仕分けの対象に例えば戸

別所得補償制度についてはなっておりません。

この新しい政権の下では、内閣としてもどこを事業仕分けするのかといったところは仕分けをしていると聞いておりますので、政府としてきちん決めたことに対しては農水省の問題ではなくて閣議として決めたということでございますので、基本的なことは事業仕分けからも外れるのではないかと考えております。

長い間、手がつけられなかった従来の施策の中で課題があれば事業仕分けの対象になってくるのだと思います。

議 長 ただ今の情報提供並びに意見交換を参考に、今後の活動を展開していただきたいと存じます。

次に次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 農林振興センターで県内固有の遺伝子を保存する農業ジーンバンクを持っておられます。そこでは、地域の固有の遺伝子を保存するというので業務をやっておられますのでその中には、野菜を含めて色々固有品種を持っておられます。

広島地域に特産物となり得るお宝野菜を作ってくださいという取り組みもやっておられます。そのことを含めて次回お願いしたらどうかと思いますがいかがでしょうか？

議 長 次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

議 長 次回の常任会議員会議は、7月16日 金曜日 午後1時30分から、「土地改良会館」で開催いたします。

ご出席を、お願いいたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

15:30 【終了】